

みなし輸出管理の運用明確化に関する よくあるご質問について

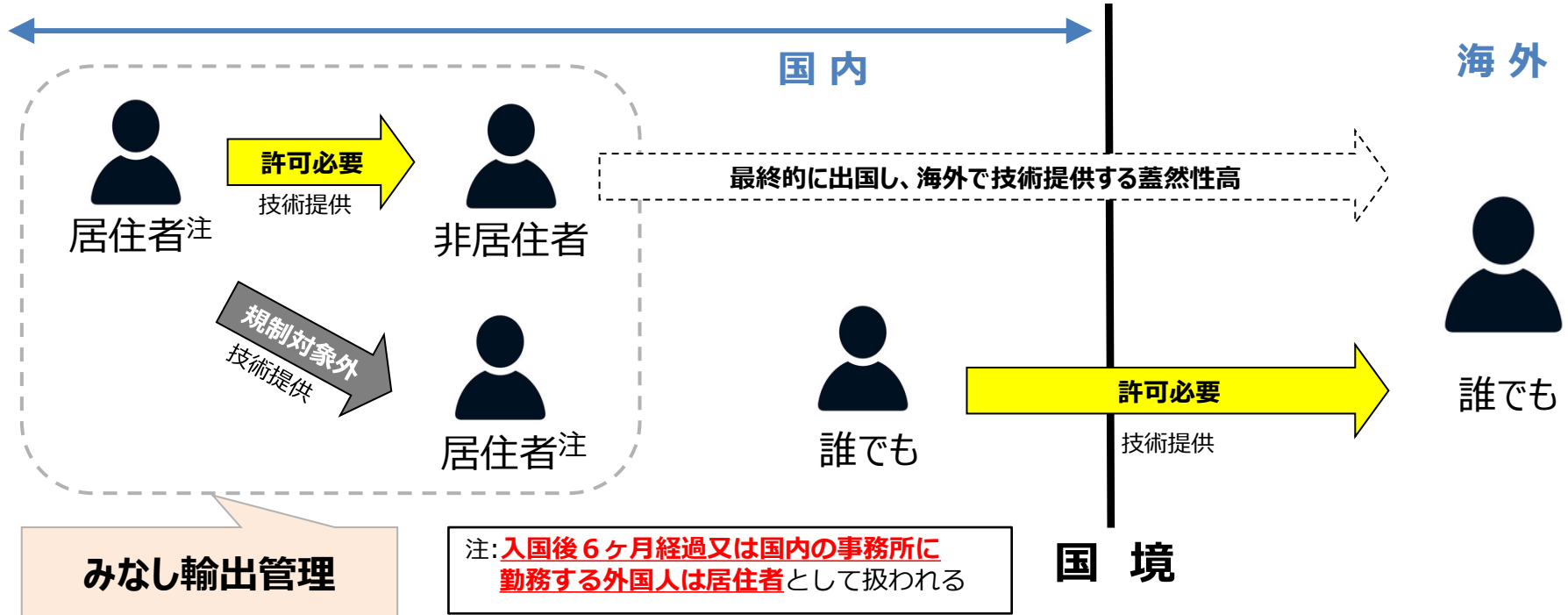
令和5年9月

経済産業省

安全保障貿易管理課

外為法において規制対象となる技術提供行為 ～みなし輸出管理とは～

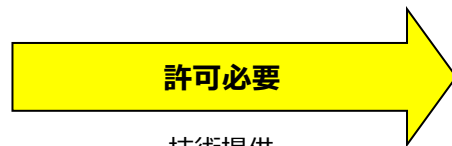
- 外為法では、以下の行為を経済産業大臣への許可申請が必要な「技術の提供」として管理。
 - ① 国境を越える規制技術の提供（地理的視点）
 - ② 居住者から非居住者への規制技術の提供（人的視点）
- 上記②のとおり、日本国内における居住者から非居住者への技術提供についても、当該非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、「輸出とみなして」管理しており、これを「みなし輸出」管理という。
- 入国後6ヶ月経過又は日本国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われるため、これらの者への技術提供はみなし輸出管理の対象外とされていた。



みなし輸出管理の運用明確化

- 国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、従来のみなし輸出管理では特定国の影響下にある居住者が機微技術流出に関与するリスクに十分に対応できていないとの指摘があった。
- 「役務通達」の改正により、居住者への技術提供であっても、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、みなし輸出管理の対象であることが明確化された。
（令和4年5月から適用）
- 特定類型は、以下の①～③に分類される。

許可申請義務



外国政府や外国法人
（非居住者）

特定類型

- ①雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
- ②経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
- ③国内において外国政府等の指示の下で行動する者

※各特定類型の正確な定義については、必ず「役務通達」の規定を確認すること。

大学・研究機関において想定される特定該当者の具体例

- 特定類型①～③に該当する居住者への技術提供は、みなし輸出管理の対象。
- 特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を典型的にまとめたものであり、特定類型に該当するからといって安全保障上懸念がある者とみなされるわけではない。
- 特定類型の該当性確認においては、「役務通達」の規定を必ず確認すること。

雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者

特定類型

①

例①：外国大学と兼業（クロスアポイントメントを含む。）をしている本邦大学の教職員

例②：外国企業（※）に勤務している社会人学生

※国内に拠点を持たない企業が該当し、外資系企業（外国企業の子会社である本邦法人）は含まれない

経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型

②

例①：外国政府から留学資金の提供を受けている学生

例②：外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加し、個人として（× 大学として、研究室として）多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者

国内において外国政府等の指示の下で行動する者

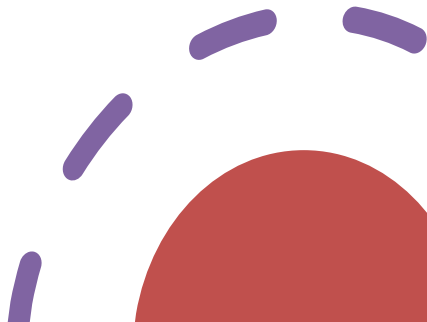
特定類型

③

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている者



みなし輸出管理 に関する よくあるご質問





日本人教員・研究者・学生も特定類型該当性の確認対象としなければいけませんか。外国人だけでは不十分でしょうか。

国籍にかかわらず、居住者（自然人）に該当する者について特定類型該当性の確認が必要となりますので、日本人（居住者）も確認対象です。

※実務上、外為法において管理される技術が提供されることが全く想定されない方や貿易外省令に規定されている許可例外の対象となる技術しか扱うことが想定されていない方については、役務通達1-3に基づく確認を行う必要はありません。

ただし、このような方が実際は特定類型に該当しており、実際に技術提供が生じた場合、類型該当性の確認をしていないため、提供者は免責されません。





特定類型該当性の確認に関する誓約書は紙媒体で取得・保管をしなければいけませんか。
例えば、GoogleフォームやMicrosoft Formsを利用して誓約書を取得してもよいですか。

紙媒体に限らず、電子媒体で誓約書を取得・保管いただいても構いません。
Google フォームやMicrosoft Formsといったツールの利用も可能です。

※システムの利用など、紙媒体以外で取得する誓約書については、ある個人が誓約を行ったことを示す証跡（当該個人が電子決裁を行った記録がある、当該個人が誓約書の内容を確認した旨のメールが存在する等）を残しておく必要があります。

※e-learningによる研修の後に、誓約書の内容をアンケートの形で確認する運用を行っている例もあります。





令和4年5月1日時点で既に勤務している教職員の特定類型該当性は、就業規則があれば特に何も確認しなくてもよいということでしょうか。

誓約書による確認は不要ですが、同日時点で外国法人等と兼業しているなど、特定類型の要件に該当していれば特定類型該当者となります。兼業報告等の内容が把握できていなければ確認が必要です。

※令和4年5月1日以降に採用する教職員だけでなく、在職中の教職員についても、誓約書により特定類型該当性を確認している例もあります。





非常勤教職員は、副業・兼業が禁止されていません。
就業中の特定類型該当性の確認はどのようにすればよいですか。

例えば、令和4年5月1日以降に取得する、特定類型該当性の自己申告を求める誓約書等の中で「今後新たに特定類型に該当することとなった場合には報告を行うこと」等を追加的に求めることが考えられます。





教員・学生が特定類型該当者であることを確認した場合、どのように対応すれば良いでしょうか。
経済産業省への報告は必要ですか？

想定される提供技術をあらかじめ確認し、
規制対象技術を提供する場合は事前に許可
申請してください。
特定類型該当者を把握したこと自体について
の報告は不要です。

※特定類型である方と輸出管理部門が面談を行い、外為法上の許可申請手続の必要性等について説明し、理解と協力を得る対応をしている例もあります。
※許可申請は原則電子申請となります。具体的な手続については、安全保障貿易審査課（qqfcbf@meti.go.jp）まで御相談ください。





学内に特定類型該当者がいます。技術提供を行う可能性のある方に事前に情報共有しようと思います。学外含めどの範囲ならば問題ないでしょうか。

大学の規模、機微技術を保有する部署・研究室数、特定類型該当者の人数等の諸要素を踏まえ、各大学における輸出管理に適した範囲をご検討ください。

※個人情報保護法令に従った適切な対応とする必要があり、実務上の対応としては、例えば、特定類型該当性に関わる情報を取得する際に、取得目的や提供可能性・その範囲についてあらかじめ本人に説明し、同意を得ておくことが考えられます。





企業との共同研究で、「特定類型該当者リストを提示すること」「特定類型該当者を共同研究に参加させないこと」を求められました。大学としてどのように対応すればよいのでしょうか。

より適切な機微技術管理のための、法令上最低限求められる対応 + aの対応自体は否定されません。

企業・大学双方が納得できるように、追加対応の内容・必要性について相談しながら進めてください。

※ただし、少なくとも、特定類型該当者である学生等を共同研究から排除するような対応は法令上としても求められておらず、今回の制度見直し趣旨とも異なっており、過剰な対応と認識しています。





特定類型に該当する居住者への技術提供について許可申請を行う場合、特定類型に該当することだけで一律に不許可になりますか。

そんなことはありません。
国際的な平和及び安全の観点から懸念がなければ許可されます。

※特定類型は、あくまで個別に審査で確認する必要がある場合を典型的にまとめたものであり、特定類型に該当することは、すなわち安全保障上懸念のある者とみなされるわけではありませんので、当該者への技術提供について、一律不許可とすることは想定していません。





特定類型に該当する居住者への技術提供は、キャッチオール規制の対象になりますか。

なります。

技術提供の相手先である特定類型該当者が非居住者Aの強い影響を受けている場合、当該技術に関する非居住者Aの用途等がキャッチオール規制の要件に該当する場合、許可が必要です。

※補完規制通達に基づき、技術の提供に当たっては輸出者等において用途、需要者等の確認が必要になります。補完規制通達により判断が困難な場合には、安全保障貿易審査課（qqfcbf@meti.go.jp）へ御相談ください。





当大学・研究機関では、包括許可を取得しています。
特定類型該当者への技術提供についても使えますか。

既已取得している包括許可の範囲内であれば、
特定類型該当者への技術提供についても
包括許可が利用できます。

※特定類型該当者への技術提供では、「技術の利用者」は当該特定類型該当者に強い影響を与える非居住者となりますので、当該非居住者の居住地が「包括許可」が使える地域であるかを確認いただく必要があります。

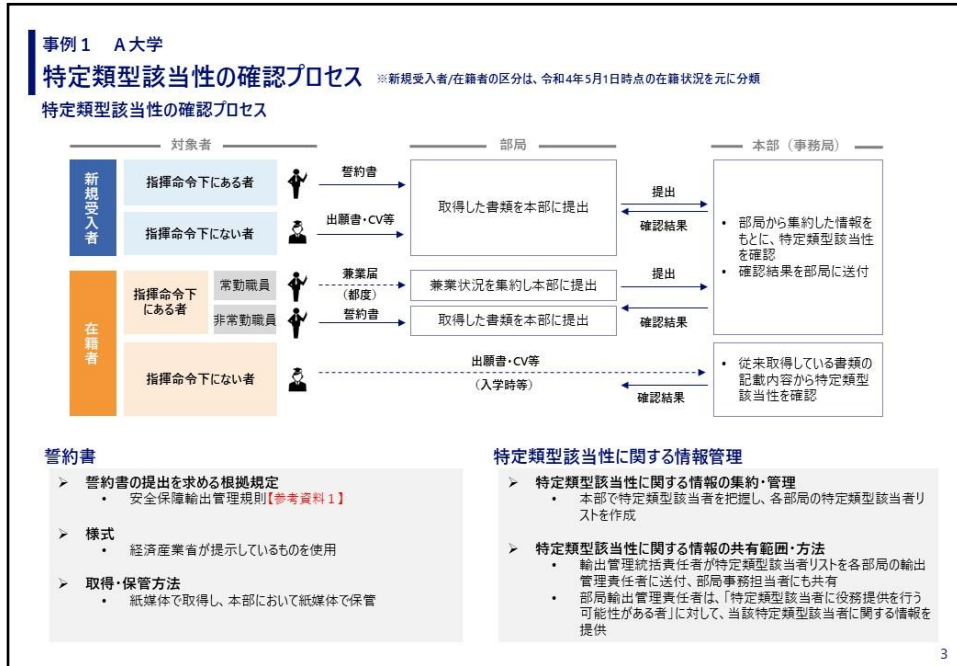


大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集

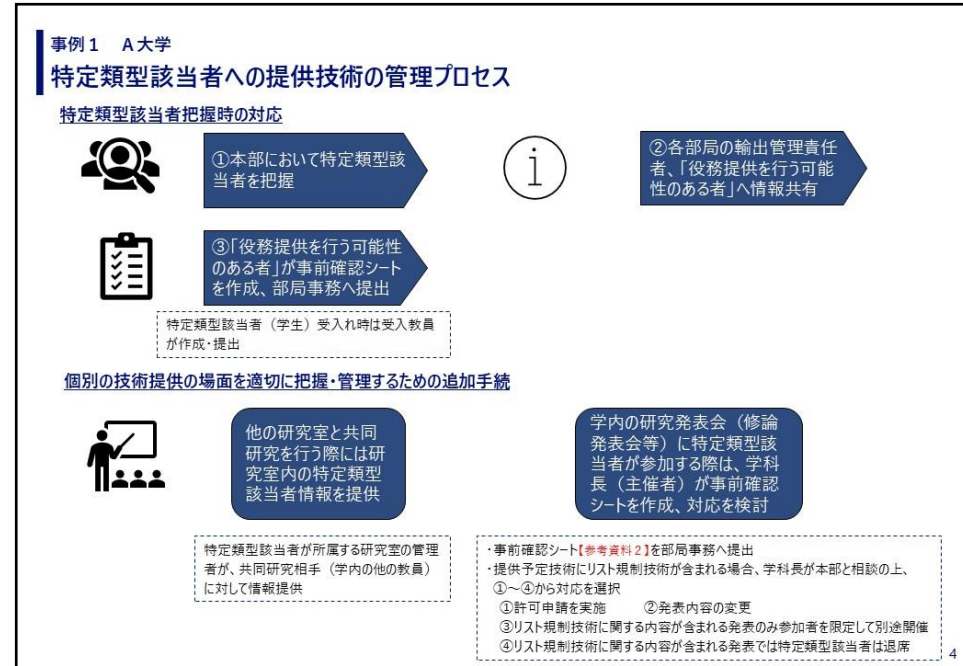
[みなし輸出管理の運用明確化への対応編]

- 令和4年5月1日から適用が開始されたみなし輸出管理の運用明確化への対応について、複数の大学における具体的な取組をまとめた事例集を**令和5年8月に公表**。
- 大学・研究機関における取組の検討・改善へのヒントとなるよう、「特定類型該当性の確認プロセス」や「特定類型該当者への提供技術の管理プロセス」について、全10大学の事例を紹介。

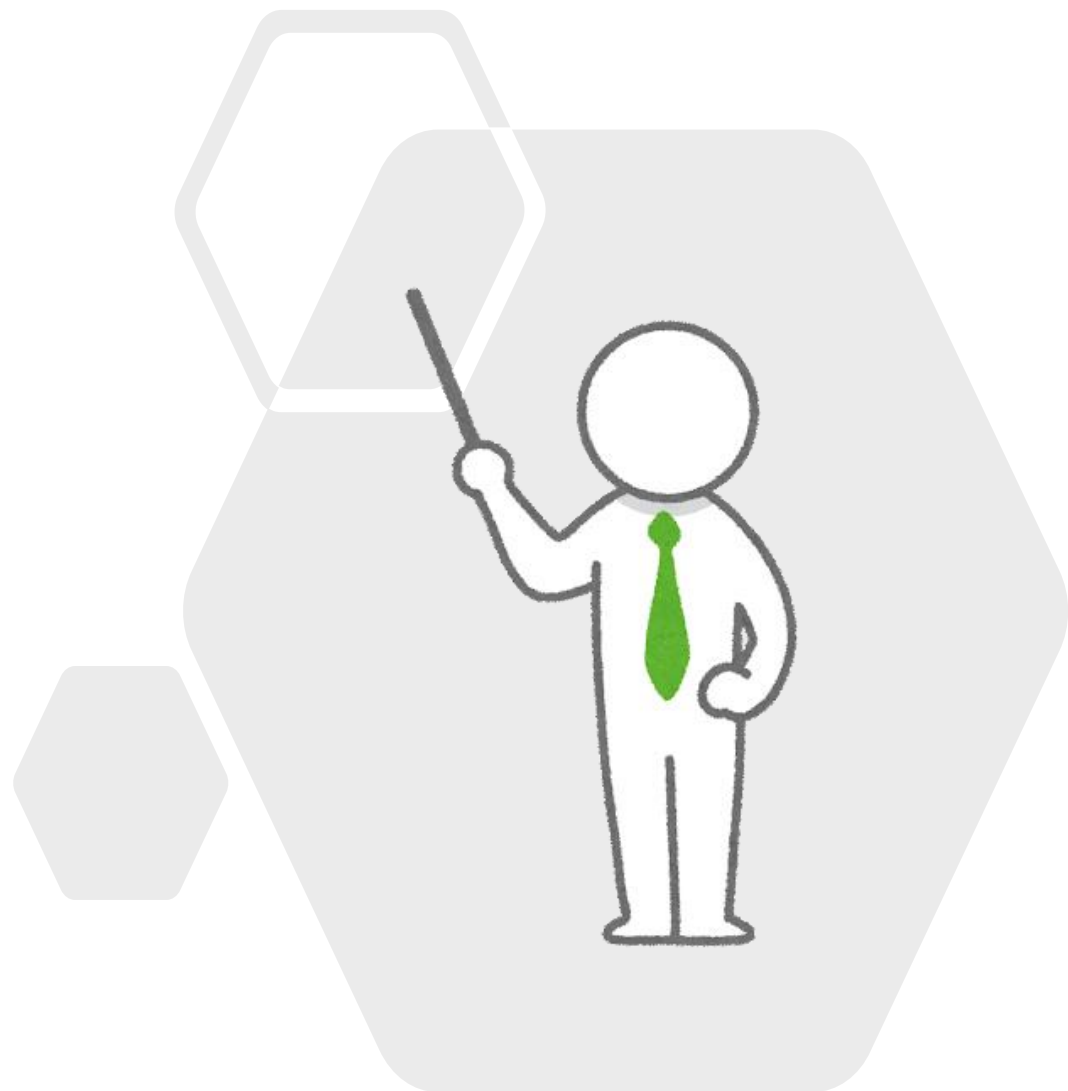
【特定類型該当性の確認プロセス紹介イメージ】



【特定類型該当者への提供技術の管理プロセス紹介イメージ】



參考資料



大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

- 大学・研究機関における教職員への周知・教育のためのツールとして、「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」を経済産業省安全保障貿易管理HPに公開（平成30年5月）。
- みなし輸出管理の運用明確化等の制度改正を踏まえ、令和5年3月に動画の日本語版について改訂版（①～⑤の改訂+「☆みなし輸出管理の運用明確化」単元の追加）を公開。令和5年8月に動画の英語版（①～④及び☆のみ）及び クイズ学習（日本語版のみ）を公開。
 - ① 安全保障貿易管理の必要性
 - ② 安全保障貿易管理の制度概要
 - ③ 個別ケースでの留意事項：前編（日常の研究活動の中で）
 - ④ 個別ケースでの留意事項：後編（外国人留学生・研究者受入れ、共同研究）
 - ⑤ 該非判定時の合体マトリクス表の使い方
 - ☆ みなし輸出管理の運用明確化

<学習動画>

規制対象となる技術提供行為

- 規制対象となる技術提供行為は以下に示す通り。
 - ① 技術を居住者から非居住者に提供することを目的とする取引（人的視点）
 - ② 技術を外国において提供することを目的とする取引（地理的視点）
 - ③ 技術をUSB等で外国へ持ち出す行為（②の規制を補充）
 - ④ 技術の電子データを外国へ送信する行為（②の規制を補充）

人的視点
居住者 → ①提供 → 非居住者
特定類型該当者^①

地理的視点
日本 → ②提供 → 外国
③④ 持出・送信等

注) 非居住者の影響を強く受けている状態にある居住者（特定類型該当者）への技術の提供は、当該非居住者への技術の提供とみなされる。

注) ②について許可を取得していない場合、別途③④持出し等の許可を受ける義務が発生

大学・研究機関における安保管理～制度概要～

metichannel
チャンネル登録者数 3.88万人

チャンネル登録

<みなし輸出管理の運用明確化（新単元）>

経済産業省

大学・研究機関における安全保障貿易管理
～みなし輸出管理の運用明確化

令和5年3月
経済産業省
安全保障貿易管理課

みなし輸出管理の運用明確化

- 国際的に人を介した機微技術流出懸念が増大する中、従来のみなし輸出管理では特定国の影響下にある居住者が機微技術流出に関与するリスクに十分に対応できていないとの指摘があった。
- 「役務通達」の改正により、居住者への技術提供であっても、雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への技術提供については、みなし輸出管理の対象であることが明確化された。（令和4年5月から適用）
- 特定類型は、以下の①～③に分類される。

許可申請義務
居住者 → 許可必要 → 非居住者の強い影響下にある居住者 → 外国政府や外国法人（非居住者）

特定類型

- ① 雇用契約等の契約に基づき、外国政府等・外国法人等の支配下にある者
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者

※各特定類型の正確な定義については、必ず「役務通達」の規定を確認すること。